

埼玉県立病院未収金回収業務委託仕様書

1 業務名

埼玉県立病院未収金回収業務委託

2 業務委託の目的

県立病院の患者自己負担金未収金等の回収業務を債権回収のノウハウを有する事業者
に委託することにより、患者負担の公平性の確保及び未収金残高の縮減を図ることを目的
とする。

3 対象病院

病院名	許可病床数	所在地
循環器・呼吸器病センター	343	熊谷市坂井1696
がんセンター	503	北足立郡伊奈町小室780
小児医療センター	316	さいたま市中央区新都心1番地2
精神医療センター	183	北足立郡伊奈町小室818-2

4 業務内容

(1) 対象業務

次の各号に定める業務とする

- ① 委託債権の債権数及び債権額の確認
- ② 債務者又は債務者の関係者（以下「債務者等」という。）との折衝
（電話連絡、文書通知、支払方法の相談など）
- ③ 上記②に係る包括的な回収業務
- ④ 債務者等の居所等の調査及び報告
- ⑤ 債権及び債務者等に関する各種データの管理及び報告
- ⑥ 指定する金融機関口座（以下「指定口座」という。）への弁済金等の入金確認
及び報告
- ⑦ 指定口座以外への入金があった場合の指定口座への振込及び報告
- ⑧ 上記⑥及び⑦の収納金の各病院への引き渡し
- ⑨ 上記③～⑧に付随する事務

(2) 報告業務

① 定期報告

月末時点において、次の内容の記載された報告を翌月5日（当該日が日曜日及び
土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
（以下「休日」という。）に当たる場合はその翌日）までに各病院に報告すること。

- ア 債務者ごとの入金状況（委託費の額の積算を含む）
- イ 債務者ごとの対応状況
- ウ 債務者ごとの未収金残高状況（当月入金のない者も含む）

② 随時報告

次の一に該当する場合は速やかに各病院に報告すること。

- ア 委託した債権が、5のただし書きに該当することが判明した場合
- イ 支払方法についての相談があった場合
- ウ 所在調査業務により、居所等が判明した場合
- エ その他債務者の状況等について、各病院が個別に照会した場合

(3) 業務遂行に係る注意事項

訴訟等、法的手続きを要する場合及び弁護士照会、内容証明郵便発送業務等の特殊な手続きを行う場合については、対象業務としない。

5 委託する債権

未収金発生後、概ね3か月を経過したものとする。ただし、各病院で回収を継続することが適当と判断した債権及び次に該当する債権を除く。

- (1) 訴訟等の法的措置を実施しているもの
- (2) 診療内容等により債務者又は保証人等が支払いを拒む意思を明らかにしているもの
- (3) 破産・免責となった債務者に係るもの

なお、業務受託後、上記(1)～(3)に該当することとなった場合は、速やかに各病院へ報告するとともに関係書類一式を確実に返却すること。

6 受託者に提供する情報

(1) 未払者の基本情報

登録番号、氏名（未成年者の場合は親権者の氏名）、生年月日、住所（居所不明の場合は不明前の住所）、電話番号（判明している場合）、未収金額、当該未収金に係る診療日

(2) 保証人等がある場合は保証人等の基本情報

氏名、住所（居所不明の場合は不明前の住所）、電話番号（判明している場合）、未払者との関係

(3) 各病院において督促を実施する過程等で取得した情報であって、当該情報を提供することによって受託者が行う業務が円滑に進むものと各病院が認める情報

なお、提供された情報及び業務上知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び埼玉県個人情報保護条例に基づき適切に管理すること。

7 契約期間

契約締結の日（令和5年3月下旬を予定）から1年間（複数年契約）

ただし、契約期間満了の3か月前までに書面により契約を更新しない旨を相手方に申し出ないときは、さらに1年間更新する。（契約期間は最長で5年間までとする。）

8 委託料（成功報酬）

委託費は成功報酬のみとし、委託料の取扱いは次のとおりとする。

（1）委託料の算出

委託料は、各月の回収した債権額に成功報酬率（消費税及び地方消費税相当分を含み、消費税及び地方消費税抜きの率は整数とする。）を乗じて得た額とする。（委託料算出の結果、円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。）

なお、委託した債権について、債務者が病院に直接支払った場合は、受託者が回収したものとみなす。

（2）委託料の支払方法

病院は、契約に基づく適法な請求書を受領した日から30日以内に支払う。

9 業務改善指示

県は、4（2）に定められた報告業務に基づいて、受託者から提出された報告内容を精査し、回収業務の進捗状況が不十分と判断した場合には、受託者に対し、業務改善指示を行うことができる。

10 契約の解除

県は、受託者が前項に定められた業務改善指示に従わない場合、6（3）なお書きに違反した場合及び本業務を遂行する見込みがないと認められた場合においては、受託者の同意を得ず、契約を解除する権利を有するものとする。

11 その他

本仕様書に定めのないものは、企画提案書の提案内容を踏まえ、協議のうえ定める。